

防府市学校部活動運営方針

令和 5 年 3 月

防府市教育委員会

1 本運営方針の趣旨

- (1) 本運営方針は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁・文化庁／令和4年12月）」、「山口県 学校部活動の在り方に関する方針（山口県教育委員会／令和5年2月）」を遵守することを原則としたうえで、防府市の中学校が、各校の特色や地域性、実態に応じた部活動を運営することを目的として、上記の内容の一部を具体的に示したものである。
- (2) 本運営方針は、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、学校部活動が以下の点を重視して、地域、学校、分野、活動目的等に応じた、多様な形で最適に実施されることをめざす。

【運動部活動】

知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むことをめざし、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。

【文化部活動】

知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むことをめざし、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養をめざした教育の充実に努めるとともに、バランスの取れた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。

【共通】

生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。

学校全体として学校部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

- (3) 生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (4) 本運営方針は、教員の「働き方改革」や「持続可能な運営体制の確立」の観点から、各校において外部人材の活用を意識した運営や教員の勤務負担軽減をめざす。また、学校部活動が地域部活動に移行されるまでの期間とする。

2 指導・運営に係る体制の構築

- (1) 防府市教育委員会は、部活動指導員を配置する体制を整えることで各校の活動を支援する。
- (2) 防府市教育委員会は、顧問の指導力向上のための研修の機会を設ける。
- (3) 校長は、生徒数や教職員数、地域の実情等を踏まえ、適正な数の部を設置する。
- (4) 校長は、円滑に部活動運営ができるよう顧問を配置する。

3 適切な休養日等の設定

- (1) 学期中の週当たりの休養日の設定について
 - ① 活動日が6日連続とならないように休養日を設定する。
 - ② 平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。
 - ③ 大会参加等により、やむを得ず土曜日及び日曜日の両日とも活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
 - ④ ①②③については、長期休業中も同様とする。
- (2) 1日の活動時間の制限について
 - ① 平日（授業日）は、長くとも2時間程度とする。
 - ② 朝練習は、「平日の活動日扱い」とする。また、実施する場合の活動時間は30分程度とし、放課後の活動時間との合計が長くとも2時間程度になるよう留意する。
 - ③ 土曜日及び日曜日（祝日や長期休業を含む）は、3時間程度とする。
- (3) 長期休業中における適切な期間の連続休養日の設定について
 - ① 各学校で定める「学校閉庁日」等を活用して連続休養日を設ける。
 - ② 可能な限り長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- (4) 顧問の指導従事時間の適正化について

校長は、適切な休養日の設定はもちろん、複数顧問による交替制指導や、部活動指導員の活用等により、顧問の時間外勤務の軽減に配慮する。

4 安全管理と事故防止

- (1) 校長は、各部活動の特性や活動環境、生徒の発達の段階に応じた安全な指導が行われるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- (2) 顧問は、生徒の健康状態の把握、活動場所や使用器具等の整備・点検を適宜行い、生徒の安全管理と事故防止に努める。また、生徒自身が、健康管理や活動時の安全確

認に関心をもつよう指導する。

(3) 顧問は、活動時の暑さ指数 (WBGT) や気象条件について留意し、適切な休養や水分補給、活動中止等の判断を行う。また、活動の中止や中断に備えて、判断基準を明確にするとともに、保護者や医療機関への連絡体制を整えておく。

(4) 顧問は、定期的に、応急手当や心肺蘇生法、AEDの使用方法について研修を受けることとし、生徒にも事故発生時の行動について指導する。

【参考】

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	WBGT31℃以上では、特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合は中止すべき。
31～35℃	28～31℃	嚴重警戒 (激しい運動は中止)	WBGT28℃以上では、熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻繁に休息をとり水分・塩分の補給を行う。体力の低い人、暑さになれていない人は運動中止。
28～31℃	25～28℃	警戒 (積極的に休息)	WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。
24～28℃	21～25℃	注意 (積極的に水分補給)	WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	WBGT21℃未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

(公財) 日本体育協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2013)より

5 各校における運営方針の策定等

(1) 校長は、本運営方針に則り、以下の内容を含む運営方針を策定する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校が目指す望ましい部活動の姿 ・ 体罰・ハラスメントの根絶について (宣言) ・ 活動計画及び活動報告について ・ 活動日及び休養日の基準について ・ 平日の朝練習や、放課後の活動終了時刻について ・ 活動場所や荷物等の管理場所について ・ 生徒や保護者への連絡体制について |
|--|

- ・ 校外で活動する場合の施設利用方法や移動方法について
- ・ 生徒の健康管理について（熱中症対策を含む）
- ・ 徴収金や参加費の管理と運用について
- ・ その他必要な事項について

- (2) 顧問は、年間・毎月の活動計画、毎月の活動報告（参考様式は市教委が作成する）を作成し、校長に提出する。また、担当部活動の活動方針等を定め、年度当初や3年生引退にともなう新体制発足時に生徒・保護者に周知し、理解・協力を促す。
- (3) 校長は、上記の運営方針及び活動計画等を公表する。（学校だより、HP等）

6 学校単位で参加する大会等の見直しについて

- (1) 各学校の部活動が参加する大会数の上限の目安等を以下のとおりとする。
学校部活動が参加する大会は、中学校体育連盟及び中学校文化連盟の主催もしくは共催する大会とする。それ以外の大会・コンクール及び地域の行事・催し等への参加については、本方針の趣旨等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、校長は参加する大会等を精査する。
- (2) 校長は、上記の目安等を踏まえ、参加する大会・コンクールや地域の行事、催し等を定める。

7 部活動指導員について

- (1) 部活動の指導体制の充実を促進し、部活動を担当する教職員の負担軽減を図ることを目的とする。
- (2) 防府市が採用し、学校のニーズに合わせて配置する。

8 参考資料

- ・ 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン
(スポーツ庁・文化庁／令和4年12月)
- ・ 山口県 学校部活動の在り方に関する方針（山口県教育委員会／令和5年2月）
- ・ 運動部活動指導手引き（各中央競技団体）